

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

やさしい
年金講座(その38)

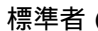
厚生年金基金制度見直し後の年金は?(その1)

～今回は、加算部分の年金額について～

Q

We'll第37号で、東洋紡の厚生年金基金制度が見直されることを知りました。加算部分は、2001年4月1日以降の退職者から見直し後の制度が適用されるそうですがどのように変わるのですか？

A-1

退職金の一部を加算部分(加算年金)に移管する割合を、60歳定年退職者の標準者( の部分)で34%から40%に引き上げました。

<加算年金の原資となる金額> 会社の就業規則による定年退職(退職時年齢60歳)の場合

(改定前)

加算給付額の 計算期間	退職日				
	30年以上	27年以上 30年未満	25年以上 27年未満	23年以上 25年未満	20年以上 23年未満
退職日 基礎基本給					
381,500円以上	8,397,000	7,696,000	6,382,000	5,343,000	4,540,000
282,500円以上 381,499円以下	7,065,000	6,456,000	5,343,000	4,462,000	3,732,000
240,000円以上 282,499円以下	5,947,000	5,414,000	4,433,000	3,666,000	3,033,000
215,000円以上 239,999円以下	5,164,000	4,678,000	3,791,000	3,106,000	2,530,000
214,999円以下	4,613,000	4,131,000	3,331,000	2,719,000	2,212,000

(改定後)

加算給付額の 計算期間	退職日				
	30年以上	27年以上 30年未満	25年以上 27年未満	23年以上 25年未満	20年以上 23年未満
退職日 基礎基本給					
381,500円以上	9,874,000	9,049,000	7,504,000	6,283,000	5,339,000
282,500円以上 381,499円以下	8,308,000	7,591,000	6,283,000	5,247,000	4,389,000
240,000円以上 282,499円以下	6,993,000	6,366,000	5,213,000	4,311,000	3,567,000
215,000円以上 239,999円以下	6,072,000	5,501,000	4,458,000	3,653,000	2,975,000
214,999円以下	5,424,000	4,858,000	3,917,000	3,198,000	2,601,000

(60歳定年退職標準者)

$$\frac{\text{加算年金原資} 5,164,000 \text{円}}{\text{退職金総額} 15,180,000 \text{円}} = 34\%$$

$$\frac{\text{加算年金原資} 6,072,000 \text{円}}{\text{退職金総額} 15,180,000 \text{円}} = 40\%$$

(注)* 上記の退職金総額15,180,000円は、労使退職金交渉の標準ポイントで中卒勤続35年標準者をモデルとしています。

* 改定後の表は、6,072,000円 / 5,164,000円 = 1.1758 加算年金給付率を一律17.58%引き上げています。

* また、60歳定年以外の理由で退職の場合(自己都合・優遇援助・転籍など)は、上記とは別の表が適用され、比率はこれよりも低くなります。

* 加算年金の原資となる額は、勤続年数と退職時基本給により決まりますので、退職金を年金化できる比率は個々に異なります。

A-2

加算年金の原資となる上記の額を年金で受ける際、利率を従来の5.5%から実勢ベースの4.5%に変更し、保証期間を現在の平均寿命に近づけるために15年から19年に延ばしました。60歳定年退職の方が加算部分の年金原資を年金で受けた場合、下記の年金額になります。

<加算年金額> 会社の就業規則による定年退職(退職時年齢60歳)の場合

(改定前)

加算給付額の 計算期間	退職日				
	30年以上	27年以上 30年未満	25年以上 27年未満	23年以上 25年未満	20年以上 23年未満
退職日 基礎基本給					
381,500円以上	819,800	751,400	623,100	521,700	443,300
282,500円以上 381,499円以下	689,800	630,300	521,700	435,600	364,400
240,000円以上 282,499円以下	580,600	528,600	432,800	357,900	296,100
215,000円以上 239,999円以下	504,200	456,700	370,100	303,200	247,000
214,999円以下	450,400	403,300	325,200	265,500	216,000

(改定後)

加算給付額の 計算期間	退職日				
	30年以上	27年以上 30年未満	25年以上 27年未満	23年以上 25年未満	20年以上 23年未満
退職日 基礎基本給					
381,500円以上	769,800	705,500	585,000	489,900	416,300
282,500円以上 381,499円以下	647,700	591,800	489,900	409,100	342,200
240,000円以上 282,499円以下	545,200	496,300	406,400	336,100	278,100
215,000円以上 239,999円以下	473,400	428,900	347,600	284,800	232,000
214,999円以下	422,900	378,800	305,400	249,400	202,800

(注)* 加算年金は選択一時金として受け取ることが可能です。25%、50%、75%、100%の割合で選択できます。

* 加算部分は在職、退職にかかわらず、60歳から満額が終身支給されます。

次号では、15年保証終身と19年保証終身の違い、年金額の差、基金財政への影響についてご紹介します